

第21回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年3月22日（火）午後1時30分

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
- (2) 議案第1号 農用地利用集積計画について
- (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
- (6) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第6号 非農地証明願について
- (8) 議案第7号 農地法第3条第2項第5号に規定する「別段面積」の設定について
- (9) 議案第8号 大田原市農業委員会職員職名に関する規則の制定について
- (10) 議案第9号 大田原市農業委員会処務規定の一部を改正する訓令の制定について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 津久井 勝之 | 2番 笹沼 保治 | 3番 秋本 則夫 |
| 4番 瀧田 歌子 | 5番 佐藤 孝 | 6番 唐橋 洋子 |
| 7番 助川 悦夫 | 8番 阿見 芳 | 9番 高瀬 隆至 |
| 10番 郡司 裕一 | 11番 屋代 幸子 | 12番 森 隆道 |
| 13番 荒井 一夫 | 14番 越沼 良 | 15番 鈴木 賢一 |
| 16番 相馬 和恵 | 17番 木村 光一 | |

6 欠席委員 なし

7 本会に出席した職員

- (1) 農業委員会事務局長 宇津野 豊
- (2) 総括主幹兼農業振興係長 伊藤 甲文
- (3) 農地調整係主査 松本 武久
- (4) 農地調整係主事 長谷川 慎弥
- (5) 農政課農政係主査 菊池 琴乃

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時27分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（宇津野 豊） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

ただ今の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第21回農業委員会総会を開催いたします。

それでは議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、7番助川委員、8番阿見委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の伊藤係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局（松本 武久） <資料訂正箇所の説明>

議 長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。報告件数は1件です。事務局から説明を願います。

事務局（長谷川慎弥） <資料説明 4ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（菊池 琴乃） <総会資料説明 5～18ページ>

利用権設定等促進事業 計 91件

農地中間管理機構特例事業 計 4件

農地中間管理事業【集積計画】 計 9件

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。ここで議事参与について発表いたします。本議案中に3名が議事参与に該当しますことから、それぞれの案件箇所について、議案を分割して質疑、採決を行います。

はじめに、利用権設定等促進事業の申請番号31番及び80番の2件について、10番郡司委員が議事参与に該当いたします。つきましては郡司委員は退室願います。

<郡司委員 退室>

議 長（荒井 一夫） これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
申請番号31番及び80番の2件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
〈全委員起立〉
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。
本件については原案のとおり承認することといたします。
審議終了により10番郡司委員の入室を認めます。
〈郡司委員 入室〉
- 議 長 (荒井 一夫) 次に、利用権設定等促進事業の申請番号48番から50番の3件について、9番高瀬委員が議事参与に該当いたします。つきましては高瀬委員は退室願います。
〈高瀬委員 退室〉
- 議 長 (荒井 一夫) これより質疑に移ります。質疑はございませんか。
〈挙手なし〉
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
申請番号48番から50番までの3件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
〈全委員起立〉
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。
本件については原案のとおり承認することといたします。
審議終了により9番高瀬委員の入室を認めます。
〈高瀬委員 入室〉
- 議 長 (荒井 一夫) 次に、利用権設定等促進事業の申請番号84番について、3番秋本委員が議事参与に該当いたします。つきましては秋本委員は退室願います。
〈秋本委員 退室〉
- 議 長 (荒井 一夫) これより質疑に移ります。質疑はございませんか。
〈挙手なし〉
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
申請番号84番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
〈全委員起立〉
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。
本件については原案のとおり承認することといたします。
審議終了により3番秋本委員の入室を認めます。
〈秋本委員 入室〉
- 議 長 (荒井 一夫) つきまして、先に審議した6件以外の利用権設定等促進事業、農地中間管理機構特例事業及び農地中間管理事業について、質疑

を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

6件以外の利用権設定等促進事業、農地中間管理機構特例事業及び農地中間管理事業について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については原案のとおり承認することといたします。

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は2件です。事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <資料説明 19 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員 (佐藤 孝) 去る3月16日に事務局とともに現地調査班第4班、阿見、唐橋、佐藤が現地調査を行いましたので、代表いたしまして私が調査結果をご報告いたします。

ただ今の農地法第3条の規定による許可申請2件について、地元推進委員及び事務局からの報告によりまして調査、検討した結果、特に問題は無いと考えます。以上ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は3件です。事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <資料 20 ページ、別冊資料 34～36 ページ説明>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員 (佐藤 孝) それでは農地法第4条の規定による許可申請について、3件報告いたします。

申請番号1番の加治屋地内の現地につきましては、現在9棟の集合住宅が建てられております。その北側に1棟の集合住宅を建てるものです。

その地域は農振地域になっておりますが、既に農振除外の手続きも済んでおります。その周辺の営農条件に障害はないと判断いたします。よって許可することに何ら問題はないと考えます。

申請番号2番の亀久地内ですが、申請人は自動車整備をやっておりまして、駐車場がかなり手狭になったということで拡張したいということです。現地はすでに造成されておまして、砂利が敷かれております。これについては、始末書を確認し、反省もされているということです。許可することはやむを得ないと判断しました。

申請番号3番の北金丸地内ですが、現地は道路よりも1mくらい低く、水はけも悪いことから、状況を改善して営農しやすくしたいということです。1年くらいかけて建設会社から搬出された残土で50cmくらい盛土をしたいということで一時転用の許可となります。申請することには問題はありませんが、かなりの量の土が搬入されます。不純物等が混ざった土が搬入されないよう注視していく必要があると考えます。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号1番及び2番は原案のとおり許可することとし、また、3番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号については、申請番号1番及び2番は原案のとおり許可することといたします。また、3番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

次に議案第4号「農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」並びに議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」はともに関連がありますことから、一括して上程いたします。申請件数はそれぞれ1件と13件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <資料21～26ページ、別冊資料37～47ページ説明>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員 (佐藤 孝) 調査結果についてご報告いたします。

議案第4号の計画変更は一般住宅から住宅敷地への変更であります。また関連する議案第5号の申請番号2番から6番ですが、ネジ・ボルト・ナットなどを作る工場の倉庫増設、道路、駐車場、一般住宅の建築、宅

地への進入路の整備をしたいということです。既存の農地への影響がどのようなかということですが、特に問題はないということで、許可することに問題はないと考えております。

議案第5号、申請番号1番の浅香地内ですが、宅地分譲で申請されております。国道400号線に接近し、用途地域内です。今後周りに残る農地も宅地化されていくように感じられました。営農するにはかなり難しい地域ですので、許可することに何ら問題はないと思います。

申請番号7番の北野上地内ですが、現地は畑で一般住宅の建築案件であります。周囲は住宅地になっております。既に用地の一部は進入路となっており、これについては始末書を確認しましたが、許可することに問題はないと思われます。

申請番号8は親園地内の農振地域内で、親の農地を借りてデイサービス施設を開業するという事です。東西に住宅があり、既存農地への影響はないと思われます。農振除外手続きも済んでいることから、許可することに問題はないと考えます。

申請番号9の須佐木地内の申請地は、北側に農地が残りますが、残り3方向は道路、住宅があり、影響はないと思われます。譲受人は近所の空き家を買って香辛料の販売を計画しており、倉庫、駐車場を整備するものです。許可することに問題はないと考えます。

申請番号10の加治屋地内ですが、周辺は宅地に囲まれており、本申請は建売分譲です。営農に影響はないと思われます。許可することに問題はないと思ひます。

申請番号11の富士見地内の一般住宅建築ですが、周辺は集合住宅が立ち並んでおります。農地への影響はないと思われます。許可することに問題はないと思ひます。

申請番号12の末広地内ですが、現地は畑として管理されていたようで、その周りは駐車場として利用されています。周辺に農地はなく、営農に影響はないと思われます。許可することに問題はないと思ひます。

申請番号13の町島地内の医療施設の建設案件ですが、現地の南側を川が流れ、西から北にかけては住宅、病院があります。東側の農地よりも低く、近隣の農地への影響はないと考えます。許可することに問題はないと考えます。以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、順次採決いたします。

はじめに議案第4号について原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願ひます。

＜全委員起立＞

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第4号については原案のとおり許可することといたします。

続きまして議案第5号について、申請番号1番から12番は原案のとおり許可することとし、また、13番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第5号については、申請番号1番から12番は原案のとおり許可することといたします。また、13番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

次に議案第6号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（長谷川慎弥） ＜資料27ページ、別冊資料48～49ページ説明＞

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員（佐藤 孝） 非農地証明の調査結果についてご報告いたします。

申請番号1ですが、羽田の現地は、宅地として利用されており、農地として利用した形跡もありません。証明することに支障は無いと見てまいりました。

申請番号2ですが、大神の現地は、長年の耕作放棄により雑木林となって農地への復元も困難な状況です。また、その周辺も山林であり、農地として利用した形跡もありません。証明することに支障は無いと思われれます。

以上報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第7号「農地法第3条第2項第5号に規定する『別段面積』の設定について」を上程します。事務局からの説明を願います。

事務局（松本 武久） ＜資料説明 28～29ページ＞

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質

疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について原案のとおり設定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり設定することといたします。

次に議案第8号「大田原市農業委員会職員職名に関する規則の制定について」並びに議案第9号「大田原市農業委員会処務規定の一部を改正する訓令の制定について」はともに関連いたしますことから、一括して上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局 (伊藤 甲文) <資料30～31ページ、別冊資料33ページ説明>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、順次採決いたします。

はじめに議案第8号について原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第8号は原案のとおり承認することといたします。

次に議案第9号について原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第9号は原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。ご意見、ご質問等ありましたら願います。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 皆さまから他にないようなので、以上で第21回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時38分 閉会